

公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡に関する事務取扱要領

(平成14年 7月31日)
企業総第801号

〔沿革〕平成15年 5月23日企業総第409号改正

1 目的

この要領は、国の建設業緊急安定化事業の一環として創設された「下請けセーフティネット債務保証事業」の運用にあたり、企業局（以下「甲」という。）から建設工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（以下「乙」という。）が沖縄県建設事業協同組合（以下「丙」という。）へ工事請負代金債権を譲渡をすることについての事務取扱を定めたものである。

2 債権譲渡関係

(1) この要領の対象とする工事は、1,000万円以上とする。ただし、以下の工事は除くものとする。

ア 受託工事

イ 甲が役務的保証を必要とする工事

ウ その他乙の施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な事由がある工事

(2) 債権譲渡先

債権譲渡先は、丙とする。

(3) 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

なお、承諾にあたっての当該出来高の確認は、工事履行報告書（様式1）により行うものとする。

(4) 譲渡債権の範囲

譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引き渡しをうけた出来高部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する甲の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第51条第1項の出来高部分の検査に合格し引き渡しを受けた出来高部分に相応する請負代金額から、前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の甲の請求に基づく金額を控除した額とする。

(5) 債権譲渡の対抗要件

債権譲渡が乙の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）のない有効な時期になされ、かつ、甲の有効な日付のある承諾を得ることをもって第三者に対抗できる。（民法施行法第5条）

(6) 履行保証との関係

保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾を得るものとする。

(7) 債権譲渡承諾書交付までの日数等

甲は、乙から債権譲渡承諾依頼書（様式2-1）を受理した日から10日（末日が行政機関の休日に当たるときは、「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第2条に定める取り扱いとする。以下、「交付期限」という。）以内に諾否の決定を行い、乙に通知するものとする。

ただし、やむを得ない事情により、期限までに債権譲渡承諾依頼に対する諾否の決定ができない場合には、甲はその旨を速やかに乙に連絡するものとする。

3 申請書類関係

(1) 債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、下記ア～オの書類を乙から提出させるものとする。

ア 債権譲渡承諾依頼書（様式2-1）3通

イ 乙と丙の調印済みの債権譲渡契約証書（様式3-1、3-2）の写し1通（丙においては当分の間、様式3-1を採用する）

ウ 工事履行報告書（様式1）

エ 発行日から3ヶ月以内の乙及び丙の印鑑証明書各1通

オ 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人の承諾書

(2) 債権譲渡の承諾の決済処理手順等

ア 債権譲渡の承諾は、事務決済規定に基づき5,000万円以上は局長5,000万円未満は執行担当課（所）（以下「所管課等」という）の長の専決とする。

イ 申請書類の受理は所管課等で行う。ただし、所管課等が本庁の場合で、出先機関において現場管理をしている場合は、当該出先機関を経由するものとする。

ウ 所管課等は申請書類受理後、速やかに承諾のための手続きを行うものとする。

エ 所管課等は本制度専用の債権譲渡整理簿（様式4）により申請書類の受理状況及び承諾状況を管理すること。

オ 所管課等は債権譲渡の承諾後、甲の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2-2）2通を乙に交付すること。

(3) 申請書類等の確認に際して留意すべき事項

申請書類等の確認に際して留意すべき事項は以下の通りとする。

- ア 債権譲渡承諾書依頼書（様式2-1）
譲渡対象債権の金額（申請時時点）が工事請負契約に基づき乙が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。
 - イ 債権譲渡契約書（様式3-1、3-2）の写し
 - ウ 工事履行報告書（様式1）
工事履行報告書により、工事進捗率が2分の1以上であることを確認すること。
 - エ 乙及び丙の印鑑証明書
(ア) 債権譲渡承諾依頼書等の印影と照合すること。
(イ) 乙及び丙が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において（申請書は個別に提出させる）、申請書類等の提出を受けた日から起算して3ヶ月以内に発行された印鑑証明書が既に所管課等に提出されている場合は、当該証明書の提出を省略することが出来るものとする。
- (4) 融資実行の報告書の提出
乙及び丙が、甲の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が開始された場合には、速やかに甲に融資実行報告書（様式5）を提出するものとする。
- (5) 工事請負代金の報告書の提出
融資実行報告書（様式5）を受理した場合は、遅滞なく振込先を丙の指定口座に変更すること。
- (6) 丙からの債権金額の請求
ア 債権譲渡を受けた丙からの確定した債権金額の請求にあたっては、以下の書類を提出させるものとする。
(ア) 工事請負代金請求書（様式6）1通
(イ) 甲の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2-2）の写し1通
(ウ) 発行日から3ヶ月以内の乙及び丙の印鑑証明書1通
イ 債権譲渡が行われた場合には、それ以降は乙及び譲渡を受けた丙は、工事請負契約書第38条に基づく部分払いを請求する湖とは出来ないものとする。ただし、複数年度に亘る工事の各年度末の出来高については、乙は既済部分の検査の請求をし、丙は検査後に甲に工事請負代金の請求をすること。
- (7) 工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項
ア 工事請負代金請求書（様式6）
請求金額が2-(4)に規定した譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において規定されている債権金額と一致していること等を確認すること。
イ 債権譲渡承諾書（様式2-2）写し
3-(3)-(ア)の規定に留意すること。
ウ 乙及び事業協同組合等の印鑑証明書
3-(3)-(エ)の規定に留意すること。
- (8) 支払の処理手順
支払担当者は上記(6)ア(ア)～(エ)の書類等に基づき、支出決議のうえ支払いを行うこと。

5 その他の留意点

- (1) 発注者における留意事項
下請けセーフティーネット債務保証事業は、健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるの
で、甲においては、債権譲渡をしたことをもって、乙の経営状態が不安定とみなし、また、指名等
で不利益な扱いをすることのないよう十分留意すること。
- (2) 債権譲渡が行われた工事で当該工事が複数年に亘り、かつ、債務負担行為を伴う工事の場合、
前払金の支払いは初年度のみとする。

附 則

この要領は、平成14年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年5月23日から施行する。